

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
中高層委員長 永 嶋 康 雄

特区民泊の円滑な普及に向けたマンション管理組合等への情報提供について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省担当部局より特区民泊の円滑な普及に向けたマンション管理組合等への情報提供について、別紙1のとおり都道府県担当部局に通知がなされ、当協会ほか関係団体に周知依頼がありました。

つきましては、特区民泊事業予定者や管理組合等への周知につきご配慮いただくとともに、相談対応等においてご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、これに伴い国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の建築基準法における取扱いについて、別紙2のとおり都道府県担当部局に通知がなされておりますので、ご留意ください。

なお、別紙1、2は、下記ホームページよりダウンロードしてください。 敬 具

[通知の内容]

(1) マンション管理組合等への情報提供 (別紙1)

- ① マンション管理組合における対応の参考として、推奨される対応として周知
- ② 住宅の借主がさらに転貸して特区民泊を実施する場合の参考として、内容を周知

(2) 特区民泊の建築基準法における取扱い (別紙2)

- ① 火災時における避難安全性を確保するための措置
- ② 近隣住民等の良好な住環境に配慮するための措置

[参考ホームページ]

別紙1 「特区民泊の円滑な普及に向けたマンション管理組合等への情報提供について」

<http://www.mlit.go.jp/common/001152253.pdf>

別紙2 「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の建築基準法における取扱いについて」

<http://www.mlit.go.jp/common/001152038.pdf>

* 問合せ先 国土交通省住宅局市街地建築課

TEL 03-5253-8111 (内線39-685、39-684)

一般社団法人 全国住宅産業協会 事務局 澁田

TEL 03-3511-0611